

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知（平成22年11月30日付、保医発1130第4号、平成22年12月1日適用）により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

### ◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
肺炎球菌細胞壁抗原(定性)	210点	D012 感染症免疫学的検査の「23」 (免疫学的検査)

D012中(41)を(42)とし、(30)から(40)までを(31)から(41)までとし、(29)の次に次のように加える。

#### (30) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)

ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。

イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下気道感染症の診断に用いた場合に算定する。

ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

#### ●弊社未実施



株式会社 ビー・エム・エル

本社：〒151-0051東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3 総合研究所：〒350-1101埼玉県川越市市場1361-1

URL：<http://www.bml.co.jp/>

☎ 049(232)3131 FAX 049(232)3132

資料、お問い合わせは担当者または最寄りの営業所までお願い致します。